美馬市監査委員告示第２号

令和４年度財政援助団体等に対する監査の結果について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第９項の規定により令和４年度財政援助団体等に対する監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和４年１２月７日

美馬市監査委員　喜多　輝光

美馬市監査委員　都築　正文

財政援助団体等に対する監査結果報告書

地方自治法第１９９条第７項の規定による財政援助団体等に対する監査の結果は、次のとおりである。

１　監査の対象

（１）指定管理者に対する監査

団　体　名	施　　設　　名	所　管　課
一般社団法人 美馬観光ビューロー	吉田家住宅 美馬市伝統工芸体験館美来工房 美馬市観光交流センター	経済部 観光交流課

２　監査の期日

令和４年１１月２５日（金）

３　監査の方法

監査の対象となる各団体及び所管課から提出された監査資料に基づき、関係者等から事情を聴取し、令和３年度の金銭出納、事業運営状況及びその他の事務の執行について監査を行った。

４　監査の結果

（指摘事項）

各様式②の金額欄の金額について、端数のある税抜額に消費税を乗ずることで税込後の額が端数のない整った金額となるように計上してあるが、税込額を端数のない金額に整えるために税抜額に端数が生じてしまっている。本来本体価格となる税抜額は、まとまった額で計上するものであり、その額に消費税率を乗ずるべきである。今後において税抜額は整った金額で計上するよう注意していただきたい。

（要望事項）

指定管理者においては、観光ビューローが設立されて４年余りとなるが、その大半がコロナに見舞われてしまった。コロナの影響を大きく受ける業種だけに非常に厳しい状況下にあると思われるが、引き続き経費の節減と各施設のより一層の利用促進に努めていただきたい。また、アフターコロナに備えた新しい事業の考案に取り組んでいただき、是非美馬市を盛り上げていただくと共に市民のために有効に運営資金を活用していただきたい。

所管課においては、指定管理者制度導入の主旨に沿い指定管理者の適切な指導・監督に努めていただきたい。